第９回安全保障貿易小委員会でまとまった外為法改正の方向

平成２１年２月

（１）技術移転規制

①　規制内容

イ　以下の行為をする者は経済産業大臣の許可対象とする。

・有形無形を問わず、国境を越えるすべての技術移転取引

・国内及び海外における、居住者から非居住者に対する技術移転取引

ロ　（補完として）上記イの許可を取得せずに行う以下の行為は、誰であっても許可対象。ただし、出張者による自己使用目的の一時持ち出しは許可不要。

・　技術を記録した媒体の輸出

・　外国にいる者に対する電磁的方法による技術の送信など

※　海外子会社社員が、上記イの許可の下に国内で本社から移転を受けた後、出国する段階では、ロの許可は不要となる。

②　昨年７，１１月の第７回、第８回小委員会での試案との差異

・国内及び海外での移転は、「誰でも→誰でも」のエンドユース規制とするとの試案が示されていたが、すべての国内取引を規制対象とすることは適当ではない等の判断から、変更。

・「技術の受け手の外国への懸念用途の持ち出しも許可対象化」との試案は、上記の①ロの形に変化。

・「技術の内部管理義務」は独立した規定としてはなくなった。全体の「輸出等業務遵守事項」の中で何らかの形で触れられる可能性あり。

（２）仲介取引規制

・　貨物、技術の「売買」だけでなく、「賃貸借（リース）」も対象化。それ以外の契約形態は慎重に継続検討。

武器関連以外の貨物・技術に関しては

・　非ホワイト国間の取引に限定。

・　用途要件＋インフォーム要件のみ。

（３）罰則強化

①　上限引き上げ、法人時効を個人に合わせ延長、不正手段による許可取得の刑事罰化は、従来方針どおり。

②　法人重課は、直接の規定としては見送り。法人時効の延長と不正輸出価額５倍重課可能規定の組み合わせにより、実質的に法人重課を可能

化。

（４）輸出者の「輸出等業務遵守事項」の規定（間接罰で担保）

① 該非判定、需要者・用途確認の責任者の明確化、制度の社内周知。

② 機微度が高い貨物等は、遵守事項の追加もあり得る（注：CP の９項目を想定？）。

（５）それ以外の検討項目

法改正事項でないため、今後、詳細を検討。

① 規制リストの記述のあり方の見直し

・「産業界のニーズを前提として」「技術的側面・法的側面から官民双方が協力して、対応の必要性につき検討を」

② 海外子会社向け手続きの簡素化

・貨物―特定包括許可要件の見直し、優良子会社向けの特別な包括許可制度の検討。

・技術―海外子会社内での使用に留まる技術情報共有を対象に、合理化。